

第1条 （定義）

大井通博¹（解説）
平尾禎秀²（交渉の経緯）

Article 1

For the purpose of this Agreement, the definitions contained in Article 1 of the Convention shall apply. In addition:

- (a) "Convention" means the United Nations Framework Convention on Climate Change, adopted in New York on 9 May 1992;
- (b) "Conference of the Parties" means the Conference of the Parties to the Convention;
- (c) "Party" means a Party to this Agreement.

（訳文）

この協定の適用上、条約第一条の定義を適用する。さらに、

- (a) 「条約」とは、千九百九十二年五月九日にニューヨークで採択された気候変動に関する国際連合枠組条約をいう。
- (b) 「締約国会議」とは、条約の締約国会議をいう。
- (c) 「締約国」とは、この協定の締約者をいう。

<解説>

気候変動枠組条約、京都議定書をはじめ他の大半の国際条約と同様、パリ協定は、同協定において用いられる用語の定義規定を置いている。

その内容は極めて簡潔なもので、まず、気候変動枠組条約第1条における用語の定義（以下参照）がパリ協定においても適用されることを述べた上で、「条約」（気候変動枠組条約をいうこと）、「締約国会議」（気候変動枠組条約の締約国会議をいうこと）及び「締約国」（パリ協定の締約者をいうこと）の三つの用語について、それぞれ定義している。

気候変動枠組条約1条で定義されている用語は以下のとおりである。なお、条約同様パリ協定においてもアルファベット順に規定されている。

1. 気候変動の悪影響（Adverse effects of climate change）：気候変動に起因する自然環境又は生物相の変化であって、自然の及び管理された生態系の構成、回復力若しくは生産力、社会及び経済の機能又は人の健康及び福祉に対し著しく有害な影響を及ぼすものをいう。

¹ 環境省大臣官房環境影響審査室長（2015年12月当時は環境省地球環境局国際連携課国際地球温暖化対策室長）

² 環境省再生循環局総務課課長補佐（2015年12月当時は欧州連合日本政府代表団一等書記官、法律事項等の交渉を担当）

2. 気候変動 (Climate change) : 地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう。
3. 気候系 (Climate system) : 気圏、水圏、生物圏及び岩石圏の全体並びにこれらの間の相互作用をいう。
4. 排出 (Emissions) : 特定の地域及び期間における温室効果ガス又はその前駆物質の大気中への放出をいう。
5. 温室効果ガス (Greenhouse gases) : 大気を構成する気体 (天然のものであるか人為的に排出されるものであるかを問わない。) であって、赤外線を吸収し及び再放射するものをいう。
6. 地域的な経済統合のための機関 (Regional economic integration organization) : 特定の地域の主権国家によって構成され、この条約又はその議定書が規律する事項に関して権限を有し、かつ、その内部手続に従ってこの条約若しくはその議定書の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約若しくはその議定書への加入が正当に委任されている機関をいう。
7. 貯蔵庫 (Reservoir) : 温室効果ガス又はその前駆物質を貯蔵する気候系の構成要素をいう。
8. 吸収源 (Sink) : 温室効果ガス、エアロゾル又は温室効果ガスの前駆物質を大気中から除去する作用、活動又は仕組みをいう。
9. 発生源 (Source) : 温室効果ガス、エアロゾル又は温室効果ガスの前駆物質を大気中に放出する作用又は活動をいう。

<交渉の経緯>

定義規定については、各国の条文提案を全て盛り込んだ2015年2月のジュネーブテキスト³に一応は盛り込まれていたが、交渉は本格化せず、ようやく具体的な文言の交渉が行われたのは、各国の提案を簡素化して条文化したダーバンプラットフォーム特別作業部会 (ADP) 共同議長テキスト⁴が示された直後のADP第2-11セッション(2015年10月)においてである。しかしながら、同セッションにおいても、各国が本体条文に盛り込みたいと考えている用語を定義規定としても盛り込もうとする提案が相次ぎ、議論は深まらなかった。すなわち、同セッション中のコンタクトグループ⁵においては、例えば、“Developed country

³ UNFCCC, Negotiating text, U.N.Doc. FCCC/ADP/2015/1 (Feb. 25, 2015),

<http://unfccc.int/resource/docs/2015/adp2/eng/01.pdf> (last visited Mar. 18, 2018).

⁴ UNFCCC, Non-Paper Note by the Co-Chairs, U.N.Doc. ADP. 2015.8.InformalNote (Oct. 5, 2015), <http://unfccc.int/resource/docs/2015/adp2/eng/8infnote.pdf> (last visited Mar. 18, 2018).

⁵ 同セッションではほとんどの条文は議題ごとのスピンオフグループ (締約国のみの非公式会合の扱い) で議論されたが、スピンオフグループが設けられなかった第1条及びCOP決定については、コンタクトグループ (オブザーバーに公開) で議論された。

Party”（先進締約国）及び“Developing country Party”（開発途上締約国）をそれぞれ「条約の下での先進締約国」「条約の下での開発途上締約国」と定義づけ、実質的に条約における附属書 I 国と非附属書 I 国との区分を存続させることを企図した途上国同志グループ（Like-Minded Developing Countries, LMDC）の提案や、“Parties included in Annex I”（附属書 I に掲げる締約国）を条約附属書 I に掲げる締約国と定義するインドからのより直接的な提案が行われた⁶。

しかし、そもそもこうした用語を用いるかどうかは、第 2 条以降に規定される各条の規定振りに依存する。このため COP21 第 1 週目では定義規定について直接的な議論は行われなかった。ADP2-11 セッション後のテキスト⁷で提案されていた各号については、COP21 第 1 週後の ADP 結論文書⁸では全て削除され、その後も直接的な議論のないまま、COP21 第 2 週の議長テキスト第 2 版⁹において最低限必要と考えられる「条約」「締約国会議」「締約国」を定義する案が示され、そのままパリ協定の条文となった。

このように、直接的な議論こそなかったものの、定義規定において「先進国」と「途上国」の語の定義を置かなかつたのは、各条の規定振り、とりわけ各条文の差異化に関する議論の進展を踏まえたものである。パリ協定においては、最終的に、条約附属書への言及は全く行われておらず、条約・京都議定書のような「附属書 I 国」と「非附属書 I 国」の硬直的¹⁰な

⁶ See UNFCCC, Draft agreement and draft decision on workstreams 1 and 2 of the Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action (Version of 23 October 2015@23:30hrs) (Oct. 23, 2015), <http://unfccc.int/files/bodies/application/pdf/ws1and2@2330.pdf> (last visited Mar. 18, 2018).

⁷ *Id.*

⁸ UNFCCC, Draft Paris Outcome, U.N. Doc. FCCC/ADP/2015/L.6/Rev.1 (Dec.5, 2015), <http://unfccc.int/resource/docs/2015/adp2/eng/l06r01.pdf> (last visited Mar. 18, 2018).

⁹ UNFCCC, Draft Paris Outcome, Proposal by the President (Version 2 of 10 December 2015 at 21:00) (Dec. 10, 2015), <http://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/da02.pdf> (last visited Mar. 18, 2018).

¹⁰ 条約上、附属書の改正についてその発効が容易となるよう条約本文の改正とは別の手続が定められているが（条約第16条3項）、実際には、条約附属書の改正は、条約発効後20年余りの中で、COP3決定4に基づく附属書I上のチェコスロバキアの分割とクロアチア、リヒテンシュタイン、モナコ、スロベニアの追加（1998年発効）、COP7決定26に基づく附属書IIからのトルコの削除（2002年発効）、COP15決定3に基づくマルタの附属書Iへの追加（2010年発効）、COP17決定10に基づくキプロスの附属書Iへの追加（2013年発効）のわずか4回の改正が行われたのみである。

条約採択時(1992年)のOECD加盟国を基にした条約附属書が改正されない状況を改め、定期的に条約附属書を見直すこととするため条約4条2(f)を改正するロシアの提案については、本格的な議論さえ行われない状態が続いている。See, UNFCCC, Proposal from the Russian Federation to amend article 4, paragraph 2 (f), of the Convention, U.N. Doc. FCCC/CP/2011/5 (July 26, 2001), <http://unfccc.int/resource/docs/2011/cop17/eng/05.pdf> (last visited Mar. 18, 2018) and UNFCCC, Report of the Conference of the Parties on its twenty-second session, held in Marrakech from 7 to 18 November 2016, U.N. Doc. FCCC/CP/2016/10 (Jan. 31, 2017), ¶¶ 70-72, <http://unfccc.int/resource/docs/2016/cop22/eng/10.pdf> (last visited Mar. 18, 2018).

なお、カザフスタンは条約非附属書I国ながら京都議定書第2約束期間の義務を負っているが、これは1999年の同国の条約附属書I改正提案から2012年の京都議定書ドーハ改正及

二分化された区分を改めるものとなっている。交渉過程において、ジュネーブテキストの段階では、条約上追加的な排出削減の規定を定め¹¹さらに京都議定書により削減義務を負う¹²附属書 I 国及び条約上資金供与の義務を負う¹³附属書 II 国というカテゴリーを維持すべきとの LMDC 等の意見¹⁴に対して、米から状況の変化に対応する附属書 X 国及び附属書 Y 国という新たなカテゴリーを設ける提案が行われたが¹⁵、結局は、条約附属書への言及や、条約附属書とは別の新たなカテゴリーを設けることなく、「先進国」と「途上国」の語が定義されずに用いられることとなった。この際、「先進国」と「途上国」との区分は多義語であって、特に定まった基準がない¹⁶ことは意識されつつも¹⁷、ある程度の曖昧さをあえて残したまま採択されることとなった¹⁸。従前の二分化・固定化された差異化から、先進国と途上国の違いを認識しつつも、より個別の事情に照らし、状況の変化に対応した差異化を行うことが各条の規定（条約上の義務の継続に関する規定を含む）に従い可能となったと考えられる。

び関連決定採択に至るまでの断続的ながらも長いプロセスの結果である。See e.g., UNFCCC, Report of the Conference of the Parties on its seventh session, held at Marrakesh from 29 October to 10 November 2001, Addendum, Part Two: Action Taken By The Conference Of The Parties, Volume Iv, U.N. Doc. FCCC/CP/2001/13/Add.4 (Jan. 21, 2002) at 42, <http://unfccc.int/resource/docs/cop7/13a04.pdf> (last visited Mar. 18, 2018) and UNFCCC, Decision 9/CMP.8, Proposal from Kazakhstan to amend Annex B to the Kyoto Protocol, U.N. Doc. FCCC/CMP/2012/13/Add.2 (Dec. 7, 2012), <http://unfccc.int/resource/docs/2012/cmp8/eng/13a02.pdf> (last visited Mar. 18, 2018).

¹¹ 気候変動枠組条約第4条2項。

¹² 京都議定書第3条。

¹³ 気候変動枠組条約第4条3～5項。

¹⁴ E.g., LMDC, Statement at 14th Plenary in the ADP2-7 (Dec. 14, 2014),

http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/adp2-7_closing_statement_malaysia_on_behalf_of_lmecs_13dec2014.pdf (last visited Mar. 18, 2018).

¹⁵ See UNFCCC, *supra* note1.

¹⁶ U.N. Stats, Composition of macro geographical (continental) regions, geographical sub-regions, and selected economic and other groupings (revised Sep. 26, 2016), footnote b, <https://unstats.un.org/unsd/methods/m49/m49regin.htm> (last visited Feb. 20, 2017).

¹⁷ See Christina Voigt & Felipe Ferreira, *Differentiation in the Paris Agreement*, 6 CLIMATE L. 58, 65 (2016).

¹⁸ このため、トルコは、パリ協定採択に際して、トルコが先進国に該当するのか途上国に該当するのか明確化を求め、COP21 議長によるコンサルテーションが行われることになった。UNFCCC, Report of the Conference of the Parties on its twenty-first session, held in Paris from 30 November to 13 December 2015, U.N. Doc. FCCC/CP/2015/10 (Jan. 29, 2016), ¶¶ 71&73, <http://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/10.pdf> (last visited Feb. 20, 2017).

同コンサルテーションは、COP22、さらに COP23 においても継続されたが、何らかの結論を得るに至っていない。UNFCCC, Report of the Conference of the Parties on its twenty-second session, held in Marrakech from 7 to 18 November 2016, U.N. Doc. FCCC/CP/2016/10 (Jan. 31, 2017), ¶¶ 6, 162 -164, <http://unfccc.int/resource/docs/2016/cop22/eng/10.pdf> (last visited Mar. 18, 2018), and UNFCCC, Report of the Conference of the Parties on its twenty-third session, held in Bonn from 6 to 18 November 2017, U.N. Doc. FCCC/CP/2017/11 (Feb. 8, 2018), ¶¶ 31-32, <http://unfccc.int/resource/docs/2017/cop23/eng/11.pdf> (last visited Mar. 18, 2018).